

原子力災害に係る滋賀県広域避難計画の概要

1 広域避難体制

(1) 対象地域および人口

- ・滋賀県版 UPZ 内の長浜市および高島市の一部

57,714 人（長浜市：27,640 人、高島市：30,074 人）

※ 住民基本台帳人口（平成 25 年 3 月 31 日現在）

- ・滋賀県版 UPZ 以遠の地域が避難対象区域となり、広域避難が必要となった場合、この計画の規定に準じて、避難先等を調整。

(2) 広域避難の基本的な流れ

ア 避難指示後の集合場所への集合

避難指示が発令された場合は、市において指定された集合場所に徒歩等にて集合。

イ 集合場所から避難中継所への移動

集合場所から、避難用バスにより避難中継所に移動。

ウ 避難中継所におけるスクリーニング・除染の実施

スクリーニングにより汚染の有無の確認、必要に応じて除染を実施。

エ 避難中継所から避難先への移動

避難中継所から、避難用バスにより避難先地域の拠点避難所（または避難所）へ移動。

拠点避難所から、最終目的地である各避難所へバス・徒歩等にて移動。

(3) 避難先

ア 県内

大津市、草津市、甲賀市および東近江市

イ 他府県

関西方面（大阪府）または中部方面（9 県 1 市）

2 避難手段および避難経路

(1) 避難手段

- ・バス等の公共輸送手段の活用。
- ・自家用車利用の抑制。

ただし、時間的余裕が無い中で避難せざるを得ない場合、自家用車以外での避難が困難な要配慮者の場合自家用車を利用。

(2) 避難経路

【主な避難経路】

名神高速道路、北陸自動車道、新名神高速道路、国道 8 号、国道 161 号、国道 365 号、国道 367 号、
県道 2 号、湖岸道路【別添 1】

ア 県内他の市町への避難経路

主な避難経路をもとに、長浜市、高島市が、それぞれの避難計画において避難行動の最小単位
である自治会区ごとに避難経路を設定。

イ 他府県への主な避難経路

(ア) 関西方面への避難

【長浜市】 北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス

【高島市】 国道 161 号・国道 367 号→国道 161 号バイパス→名神高速道路

(イ) 中部方面への避難

中部方面への避難を実施することを決定した段階で検討。

3 スクリーニングおよび除染の実施体制（避難中継所の設置）

スクリーニング（避難者、車両等の放射線量の測定）および除染を実施する避難中継所を次の 4 地
点に設置。なお、避難中継所については、継続的に候補地を検討。

- ・北陸自動車道長浜インターチェンジ
- ・県立長浜ドーム
- ・新旭体育館・武道館
- ・道の駅藤樹の里あどがわ・安曇川図書館

4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

長浜市、高島市と連携し、安定ヨウ素剤について次の施設等において備蓄・配付。

- ・県の施設（湖北・高島健康福祉事務所、伊香・高島高等学校）
- ・市の施設（市役所、市が指定する避難集合場所、滋賀県版 UPZ 内の小中学校・保育所・幼稚園等）
- ・医療機関（市立長浜病院、長浜市立湖北病院、高島市民病院、長浜赤十字病院）

5 要配慮者の広域避難

県の役割

- ・地域防災計画第 2 章第 7 節第 3 「要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備」の規定に基づく必要な支援。
- ・医療機関や社会福祉施設における広域的避難先施設の確保に関する必要な調整。